

公益社団法人おかやまの森整備公社 J-クレジット販売要領

令和 5年12月18日制定
(最終改正 令和 7年 4月 1日)

(趣旨)

第1条 本要領は、おかやまの森整備公社(以下「公社」という。)が公社分収林の森林整備を通じて取得した J-クレジット(以下「公社 J-クレジット」という。)をカーボン・オフセットに取り組む者へ販売することに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) J-クレジット

経済産業省、環境省、農林水産省オフセット・クレジット(J-クレジット)制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量

(2) 公社 J-クレジット

J-クレジットのうち、公社分収造林において認証されたオフセット・クレジット

(3) カーボン・オフセット

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

(4) 保有口座

J-クレジット登録簿において、クレジットを保有するための口座

(5) 無効化

オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。無効化口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできない。

(購入者の募集)

第3条 公社 J-クレジットの購入者の募集は、原則として公社ホームページにより行うものとする。

2 公社 J-クレジットは、公社が保有する範囲内で行うものとし、ホームページに販売可能量、販売単価(円/トン(t-CO₂))を公表する。

3 公社 J-クレジットは、年度毎に販売できる数量のうち県内に住所を有する企業(支店・営業所含む)・団体等に半数以上を優先的に販売する。ただし、公社が必要と認める場合は、この限りではない。

(販売単価、販売単位)

第4条 公社 J-クレジットの販売予定単価はホームページで公表する。(ただし、消費税額及び地方消費税額を含まない。)

2 販売単価は、市場単価の変動等により変更することができる。

- 3 最低販売数量は、1トン(t-CO2)とし、1トン(t-CO2)単位で販売するものとする。
ただし、1者の独占購入とならないよう調整を行うこととする。

(購入の申込)

第5条 公社J-クレジットの購入を希望する者(以下「購入希望者」という。)は、購入申込書(様式第1号)及び添付資料を、持参、郵送及び電子メールの何れかの方法により、理事長に提出するものとする。ただし、次に掲げる者は対象外とする。

- (1) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている法人その他の団体等
 - (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号。(以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(条例2条第3号に規定する暴力団員等をいう。))又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する法人その他の団体等
 - (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした法人その他の団体等
 - (4) 法令又は公序良俗に反する法人その他の団体等
 - (5) その他本事業の適正な実施ができないと認められる者
- 2 理事長は、前項の規定による申込があった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、公社J-クレジットの使用に必要な範囲内で資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申込があった場合は、当該申込の内容を審査の上、先着順に公社J-クレジットの購入者を決定する。

- 2 理事長は、前項の規定により購入者を決定した場合は、決定した購入希望者に書面(様式第2号)により通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 理事長は、前条の規定により決定した購入者と契約書(様式第3号)を作成し、契約を締結する。

- 2 理事長は、販売金額が百万円を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略し請書(様式第4号)を徴することに代えることができる。
- 3 理事長は、購入が複数年かつ一定規模以上となる場合は、同条第1項の規定する契約の締結に合わせ、購入者と売買協定書(様式第5号)を作成し、協定を締結することができる。

(売買代金の納付)

第8条 購入者は公社J-クレジットの売買代金を、理事長が発行する納入通知書(様式第5号)により、指定された期日までに納入するものとする。なお、納入に要する費用は購入者が負担するものとする。

(公社J-クレジットの移転・無効化)

第9条 理事長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、公社J-クレジット登録簿

の操作により公社の保有口座から購入者が保有又は指定する口座へ公社 J-クレジットの移転手続きを行うものとする。

- 2 購入者が口座を保有しない場合又は、口座を指定しない場合には、前項の規定に関わらず、公社が J-クレジット登録簿上の公社 J-クレジットについて無効化を行うものとする。

(証明書の発行)

第 10 条 理事長は、第 7 条の契約に基づくオフセット内容及び、オフセット量の証として、購入者に対し、前条の移転又は無効化手続き完了後に証明書(様式 6 号)を発行するものとする。

- 2 10 トン(t-CO2)以上の購入者で希望する者には、木製証明書を発行する。

(裁判管轄)

第 11 条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、岡山県津山市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 12 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、理事長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 12 月 18 日から施行する。

この要領の改正は、令和 6 年 2 月 15 日から施行する。

この要領の改正は、令和 6 年 2 月 26 日から施行する。

この要領の改正は、令和 6 年 7 月 29 日から施行する。

この要領の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。